

熊本県公告第761号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇土市及び富合町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年11月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画道路 3・3・8号 杉島松山線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
富合町大字杉島字南江、字三徳寺及び字鳥場の各一部
同町大字小岩瀬字河原田及び字柳下の各一部
同町大字廻江字外平の一部
同町大字清藤字壺町田、字突田、字水町、字間添及び字居合の各一部
同町大字志々水字雨田の一部
同町大字古閑字草坪、字四反田、字江中島及び字下江中島の各一部
同町大字田尻字平碓、字戸崎前、字六反田及び字四反田の各一部
同町大字南田尻字馬場口、字潮入、字裏田及び字江崎の各一部
同町大字三拾町字壺町田の一部
宇土市三拾町字野原町及び字横打の各一部
同市水町字水町の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課、宇土市都市計画課及び富合町建設課
- 4 縦覧期間
平成15年11月7日から平成15年11月21日まで

登載依頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第5号**

平成15年度第7回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年11月7日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成15年11月14日（金）
午後1時30分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
熊本県公共事業再評価の詳細審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096-383-1111 内線 6055）